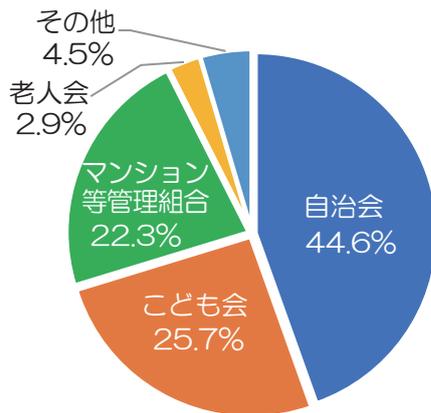


# 集団回収報償金 交付申請の手引

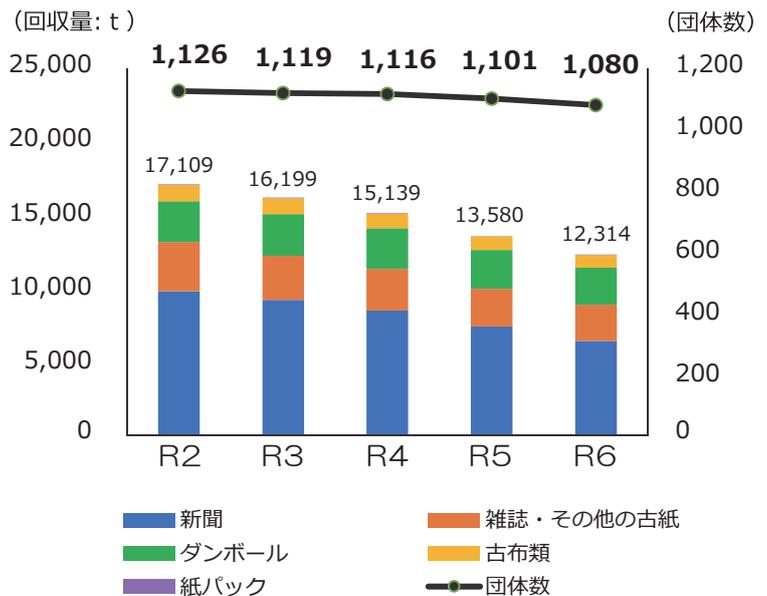
## 集団回収の実績(令和6年度)

1,080団体のご協力により、  
計12,314トンの古紙や古着が集められ、リサイクルすることができました。

登録団体の内訳



回収量と団体数の推移



1団体あたり  
年間約11.4トン※も  
リサイクルできたよ！

堺市環境マスコット  
キャラクター「ムーヤん」

※平均報償金額：約4.6万円/団体

### <目次>

- 集団回収報償金の申請方法・・・・・・・・・・P1
- 登録内容変更等の手続き・・・・・・・・・・P3
- 「その他の古紙」の回収強化・・・・・・・・・・P4
- 集団回収報償金交付制度の概要・・・・・・・・P5
- 品目ごとの出し方と注意点・・・・・・・・・・P6
- 堺市からのご願い・・・・・・・・・・裏表紙



# 集団回収報償金の申請方法

## 1. 申請月

申請書類一式を、申請月の前月（上半期分：7月末、下半期分：1月末）に、市から団体の代表者宛てに送付しますので、以下の申請月に申請してください。

【申請月】○上半期（2月1日～7月31日実施分） ⇒ 8月

○下半期（8月1日～翌年1月31日実施分） ⇒ 2月

【申請締切日】申請月の末日（末日が土・日・祝日の場合は、最終の平日）

## 2. 提出書類

No.	提出書類	注意事項等
1	交付申請書〈様式第2号〉 「市役所提出用（青色）」	〈P2参照〉 「実施団体控（ピンク）」は取り外して団体で保管
2	専用伝票〈様式第3号〉…6か月分 1枚目の「市役所提出用（黄色）」	〈P2参照〉 ※市から送付した専用伝票（次期申請用・半期ごとに6セット）は、回収業者へ渡してください。
3	計量票の原本〈計量証明書〉…6か月分	〈P2参照〉 手書き・コピーしたものは不可
4	〈必要時のみ〉 実施団体登録変更届〈様式第4号〉 ※振込先変更の場合は「通帳のコピー」〈P3参照〉もあわせて提出	〈P3参照〉 次の登録内容に変更があった場合に必要 団体名、代表者の住所・役職・氏名・電話番号、振込先等

No.1・4の書類は、市ホームページからダウンロードしての作成も可能です ⇒ [堺市集団回収申請](#)

## 3. 提出先・提出方法

○直接、または郵送で、お住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）へ。

※受付は郵送でも行いますが、不着等の郵便事故等が発生した場合、市では責任を負いかねますので、万一来に備えて特定記録郵便等の利用をお勧めします。

## 4. 報償金の交付時期

○上半期は9月下旬以降、下半期は3月下旬以降順次、団体指定の振込口座に報償金が振り込まれます。

※振り込み完了の連絡は行いませんので、各団体にて通帳記帳で確認してください。

※申請書類に不備があった場合等は、振り込みが遅れることがあります。

※振込口座の名義変更や解約は、報償金の振り込み確認後に行ってください。

### 交付申請時に役立つ「報償金申請作業シート」をぜひご活用ください。

報償金交付申請の際、計量票ごとに集団回収の重量を入力することで、合計重量や報償金額を計算することができるエクセルシートを市ホームページに掲載しています。作業用ツールとしてご活用ください。

[堺市報償金申請方法](#)

報償金交付申請作業シート上半期用

登録番号: 0000 2月に集団回収を4回実施 単位: kg

2月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	専用伝票数
新聞	700	500	500	400							2,100
雑誌-その他の古紙	110	30	230	190							560
ダンボール	65	40	30	20							155
古布	20	40	20	70							150
紙/レック	0	0	0	0							0
合計重量	905	610	880	720	0	0	0	0	0	0	3,105

入力例

3月	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	専用伝票数
新聞											0
雑誌-その他の古紙											0
ダンボール											0
古布											0
紙/レック											0
合計重量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2月の専用伝票の内容と合致しているか

## 1. 交付申請書について

- ボールペンで記入してください（消せるボールペンは不可）。
- 捨印を含む代表者の押印は任意ですが、押印がない場合、書き損じ等の訂正はできません（シャチハタ等スタンプ式の印鑑は不可）。
- 訂正がある場合は、代表者印による訂正印の押印が必要です。
- 下欄の委任状は、代表者と口座名義人が異なる場合には必ず記入し、代表者が署名または記名押印してください。

※記入方法の詳細は、市から送付した交付申請書に添付の「記入時の注意事項」をご参照ください。

Form details: 様式第2号 (第5条関係) 登録番号 XXXXX. 堺市有価物集団回収報償金交付申請書. 団体名: ○○こども会. 代表者住所: 590-0078. 郵便番号: 南瓦町3-1. 役員: 会長 氏名 環境課. 電話番号: 072-228-XXXX. 実施期間: 上半期 (2月1日~2月31日実施分) / 下半期 (2月1日~2月31日実施分). 回収重量合計: 50kg. 報償金額: 1,470円. 銀行口座: 〇〇〇〇〇〇〇〇. 口座種別: 普通(預貯). 口座番号(右詰め): 1234567. 代表者(印): 環境課. 住所: 堺市堺区南瓦町1-2-1. 代表者(氏名): 渡部 太郎.

## 2. 専用伝票について

- 回収業者に記入を依頼し、月ごとに受け取りましょう。
  - 記載内容に誤りがある場合  
回収業者に訂正してもらい、専用伝票に押印している回収業者印を訂正箇所を押印してもらってください。
  - 一月に集団回収を2回以上実施した場合  
計量票を月単位で合算し、1枚の専用伝票に証明してもらってください(1か月に2回以上実施しても専用伝票は1枚になります)。
- ※計量票と重量が合わないと申請に使えません。

Form details: 様式第2号 (第5条関係) 登録番号 ○○○○. 堺市有価物集団回収報償金専用伝票. 〇〇こども会. 品名・数量・買取単価: 新聞 100kg (3円/kg), 雑誌・その他の古紙 50kg (3円/kg), ダンボール 20kg (3円/kg), 古布 10kg (3円/kg), 紙パック 10kg (3円/kg). 合計: 190kg. 令和〇〇年〇月〇日. 住所: 堺市堺区南瓦町3-1. 回収業者名: △△商會 渡部 太郎. 電話番号: (072) 2△△-XXXX.

## 3. 計量票（計量証明書）について

- 計量ごとに受け取りましょう。
- 計量票とは？  
回収業者が回収した古紙等を引き渡す際に再資源化業者（古紙問屋）で発行されるもので、計量法で定められた定期検査に合格した計量器で計量し、印字されたものに限りです。  
手書き・コピーしたものなどは不可です。
- 必要な記載項目は？  
計量票の名称・様式は問屋により異なりますが、以下の項目の記載が必要です。

● 見本(一例) 計量証明書 輪△△商會 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 Tel07222-XXXX

取引先名	業種	年月日	伝票No.	形態区分	本支店名
〇〇こども会	様	〇〇.04.08			
総重量	風荷重量	水分引	正味重量	品名	
1,850	1,840		10.0	古布	
1,940	1,790		50.0	雑誌・その他の古紙	
1,790	1,590		200.0	新聞	
1,590	1,470		120.0	古布	
1,470	1,460		10.0	紙パック	
			390.0		

- ①団体名 ②計量年月日 ③計量した品名・重量 ④問屋の名称・所在地・電話番号

### 【書類受け取り時の注意】

専用伝票や計量票は、受け取り漏れを防ぐため、毎回の集団回収実施後に、速やかに受け取りましょう。

# 登録内容変更等の手続き

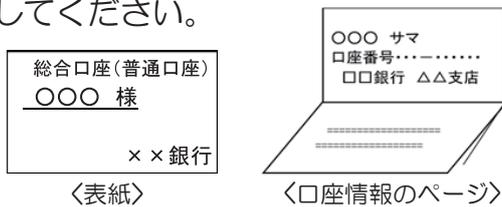
## 1. 代表者や振込先等に変更があった時は … 団体登録変更届

○団体名、代表者の住所、役職、氏名又は電話番号、振込先等に変更があったときは、速やかに団体登録変更届を提出してください。

### 【注意点】

○代表者の住所のみが変更になった場合でも変更届が必要です。届出がない場合、申請書等の重要書類が代表者へ送付できません。

○振込先を変更した場合は、預金通帳の「表紙」と「口座情報が記載されたページ」のコピーも提出してください。



○口座名義を変更する際は「団体名」「役職名」「氏名」を金融機関に届け出てください。

○他団体との合併や、他団体へ活動を承継する場合などの手続きは、事前にお住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）までお問い合わせください。

様式第4号(第9条関係) 登録済 **記入例**

堺市有価物集団回収実施団体登録変更届

令和〇〇年4月10日

堺市長 届出者

団体名 ○○子ども会

代表者 役職 会長 氏名 資源 花子

(団体名・代表者を変更する場合は、変更後の団体名・代表者で届け出てください。)

令和〇〇年4月1日付けで次のとおり変更しましたので、堺市有価物集団回収報償金交付要綱第9条の規定により届け出ます。  
【代表者等の変更】変更があった項目のみ記入してください。

項目	変更前	変更後
団体名		
役職・氏名	役職名 フリガナ <u>ブンベツ タロウ</u> 氏名 <u>分別 太郎</u>	役職名 フリガナ <u>シゲン ハナコ</u> 氏名 <u>資源 花子</u>
代表者住所	〒590-0078 堺市堺区南瓦町1-△	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-●●
電話番号	072-△△△-0000	090-0000-XXXX
書類の送付先	上記住所と異なる場合のみ記入してください。 (送付先住所) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-XX (役職) <u>会計</u> (氏名) <u>再生 はじめ</u>	

【振込先の変更】すべての項目を記入してください。

振込先	金融機関名	支店(支所)名
1	<input type="checkbox"/> ○○銀行	<input type="checkbox"/> △△支店
2	① 番通(組合)	口座番号
3	2. 当座 (右詰め)	1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	①〇〇ドモカイ	カイショウ シゲン ハナコ
口座名義	〇〇子ども会 会長 資源 花子	

(注) 1 「変更前」の項目で分からない部分がある場合は、分かる範囲で記入してください。  
2 振込先を変更した場合は、預金通帳の「表紙」と「支店などの口座情報データが記載されたページ」とを各1枚ずつ、計2枚のコピーを添付してください。

## 2. 団体の解散・集団回収の中止時は … 団体登録抹消届

○団体の解散時や集団回収の中止時には、速やかに団体登録抹消届を提出してください。

### 【注意点】

○集団回収の中止以前に実施した集団回収の報償金申請は、抹消届の届出時には申請できません。報償金申請は次の申請月(2月または8月)に行ってください。

〈例〉抹消届を4月に提出

⇒2・3・4月分の報償金を申請する場合、その旨を抹消届に記載いただければ、7月末に報償金交付申請書類を団体宛てに送付します。

○登録団体が集団回収を2年以上実施しないときは、登録抹消の届出がなくても、その登録を取り消す場合があります。

様式第5号(第9条関係) 登録済 **記入例**

堺市有価物集団回収実施団体登録抹消届

令和〇〇年4月30日

堺市長 届出者

団体名 ○○子ども会

代表者住所 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3-●●

役職 会長 氏名 資源 花子

電話番号 090-0000-XXXX

堺市有価物集団回収報償金交付要綱第9条の規定により、以下のとおり登録の抹消を届け出ます。

項目	内容等
集団回収中止の理由	1. 団体が解散したため ② 協力世帯が減少したため(回収量の減少を含む) 3. 世話人の負担が大きいため 4. その他( )
中止年月日	令和〇〇年4月30日
報償金交付申請	1. 行いません。 ② 行います。 (令和〇〇年2月～令和〇〇年4月実施分)
備考	

※各種書類が必要な場合は、お住まいの各区役所自治推進課（裏表紙参照）までお問い合わせください。なお、各様式は市ホームページからダウンロードも可能です。

堺市集団回収 登録・申請方法など

# 「その他の古紙」の回収強化

紙箱、紙袋、包装紙等の「その他の古紙」は、市で収集する生活ごみ（週2回）に年間約16,400トン（推計値：令和5年度生活ごみ組成分析調査結果より）含まれていて、リサイクルされずに清掃工場で焼却されています。「その他の古紙」はきちんと分別して集団回収で回収することで、「ごみ」ではなく、大切な「資源」に生まれ変わります。「その他の古紙」を回収して、古紙のリサイクルを進めてみませんか？

## 「その他の古紙」の主な例



## 1. 「その他の古紙」の回収強化を応援します！

『その他の古紙』回収のための以下①～③のいずれかの資材等を、希望する団体に配布します。申込・配布開始時期・配布場所等の詳細は市ホームページ等でお知らせします。

- ① 「その他の古紙」回収体験袋
- ② 「保管用紙袋作成キット」
- ③ 団体用SNS周知用文面データ ※団体内でSNS活用している場合にご活用ください。

堺市 回収団体を募集



### 『その他の古紙』を分別・回収する際に確認しながらご活用ください。

① その他の古紙回収体験袋



② 保管用紙袋作成キット  
〈表〉



〈裏〉



### 《「その他の古紙」回収体験袋モニター結果》

令和3年度・4年度に実施した「その他の古紙」回収体験袋モニターの結果では、最大6割の団体で前年度同時期と比較して回収量が増加しました。回収量の増加は、報償金の増額につながり、団体の活動の幅も広がります。

## 2. 回覧用チラシ・『「その他の古紙」分別百科』の活用を♪

集団回収に関するチラシのデータを市ホームページに掲載していますので、ダウンロードのうえ、構成世帯への案内や回覧等にご活用ください。[堺市集団回収チラシ](#)

また、リサイクルできる紙類かどうか迷ったときに役立つ品目一覧として、市ホームページの『「その他の古紙」分別百科』もご活用ください。



堺市 その他の古紙分別百科



# 集団回収報償金交付制度の概要

## 制度の趣旨

- 集団回収とは、市民の皆さんで構成する自治会やこども会などの住民団体が、自主的に家庭から出る古紙などの資源物を回収し、資源回収業者へ引き渡すリサイクル活動のことです。
- 団体が自主的に行う集団回収に対して報償金を交付することにより、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する意識の向上をめざしています。

## 対象団体〈次の要件をいずれも満たすこと〉

1. 市内の自治会・こども会・その他営利を目的としない住民団体  
(事業所・商店等の団体は、この制度の対象ではありません。)
2. おおむね20世帯以上が協力している団体

## 報償金額

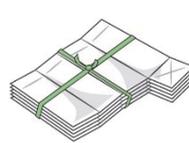
回収業者に引き渡した量に対して、1kgあたり4円

## 対象品目

報償金の交付対象は市内の**家庭**から排出された以下のものです。

※事業所（店舗・工場等）から出たものは対象ではありません。

- 新聞
- 雑誌・その他の古紙
- ダンボール
- 紙パック
- 古着・古布



※回収できる品目は回収業者によって異なります。詳細は回収業者に確認してください。

## 留意事項

- ・交付申請書類に不備がある場合、また、不正や不相当と認められる事実があった場合、報償金を交付できないことがあります。
- ・2年以上集団回収を実施しない場合は、その登録を取り消す場合があります。

### 《回収業者の選定について》

回収業者は、市に登録等の決まりはありませんので、自由に選ぶことができます。回収業者の廃業等で、選定に困ったときは、以下をご参照ください。

1. 「堺市再生古紙取扱（回収・持込）事業者紹介一覧」

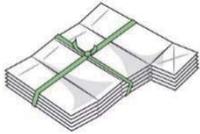
[堺市 古紙取扱事業者紹介](#)



2. 「大阪府登録廃棄物再生事業者名簿」

※大阪府ホームページに掲載

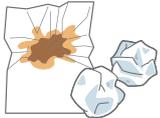
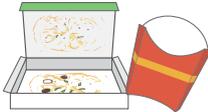
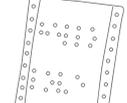
[大阪府 再生登録事業者名簿](#)

回収品目	○出し方と●注意点
<p><b>雑誌・その他の古紙</b>(一緒に出す)</p> <p>【雑誌】教科書・単行本・週刊誌など</p> <p>【その他の古紙】紙箱・紙袋・包装紙など</p> <p>※品目の主な 例は P4 参照</p> 	<p>○大きさをそろえ、ひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>○ビニール袋ではなく紙袋にに入れて、ひもで十字にしぼる(紙袋の持ち手が紙以外のものは取り除く)。</p> <p>●紙以外の部分(金具やビニール、プラスチックなど)は素材ごとに分別する。</p> <p>●紙箱は開いて平らにする。メモなど小さな古紙は、雑誌への挟み込みも可。</p>
<p><b>新聞</b></p> 	<p>○ひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>●紙箱等の古紙やカタログ・雑誌類は、新聞と一緒に出さず、「雑誌・その他の古紙」として分別する。</p>
<p><b>ダンボール</b></p> 	<p>○折りたたんでひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>●ガムテープ、宛名ラベルやシールは「生活ごみ」。</p>
<p><b>紙パック</b></p> 	<p>○水でよく洗って乾燥させてから、開いて平らにし、ひもでしっかり十字にしぼる。</p> <p>●内側が白い紙のものに限る。内側がアルミコーティングされているものは「生活ごみ」。</p>
<p><b>古着・古布</b></p> 	<p>○透明または半透明のビニール袋に入れる。</p> <p>●裁断くず、カーペット、綿<sup>わた</sup>の詰めてあるもの(布団等)などは「生活ごみ」又は「粗大ごみ」。</p>

●上記は基本的な分類・出し方です。回収業者によって、回収品目や出し方が異なる場合がありますので、詳細は登録団体や回収業者に確認してください。

## リサイクルできない紙類(禁忌品)

次の紙類は「その他の古紙」に混ぜないでください。これらは生活ごみへ!

 汚れた紙	 食品や油のついた紙	 圧着はがき	 レシート・感熱紙	 防水加工された紙	 においのついた紙
 使い捨て紙おむつ ・ペットシート	 シールとその台紙	 靴やバッグの詰め物	 アイロンプリント紙	 カーボン紙・ ノーカーボン紙	 点字用紙(発泡型)
 ペーパータオル・ ティッシュペーパー	 写真(印画紙)	 金・銀など金属が 箔押しされた紙	 ビニールコーティング された紙	<p>※紙製容器包装の リサイクルマークが ついていても、 これらのものはリサイクルできません。</p> 	

# 堺市からのお願い

現在、古紙の市場価格は低迷しています。  
正しい分別と正しい出し方で、  
効率的なリサイクルに協力してね♪



**お願い** 「新聞」と「雑誌・その他の古紙」  
は、混ぜずに分けて出しましょう

○新聞に雑誌・その他の古紙や異物が混ざっていると、作業員が手で選別作業を行うこととなります。

新聞の束から見つかった「新聞以外の古紙」(紙箱、紙袋、カタログ、包装紙、封筒、紙パックなど)



**お願い** 積込時の荷崩れ防止のため  
排出時はひもで十字にしばろう!

◎古紙は「紙ひも」で♪



○紙ひもを使うと古紙と一緒にリサイクルできます!  
※ダンボールをガムテープではばらないで!

○ダンボール箱の中にダンボール等の古紙を入れて出すと荷崩れの原因に…  
※テープでフタをするのも中身が確認ができないので行わないでください。



**お願い** 付着したプラスチック・  
ビニール・金具は取り外しを



←ビニール袋に入れたままのカタログ

※作業員が一つ一つ手で取り除いています(>\_<)



**注意**

事業所(工場・店舗等)から出たものは報償金の交付対象外です

※不相当と認められた場合、報償金の全部又は一部の返還を求めることがあります。



報償金交付申請及び団体登録の変更・廃止のお問合せはお住まいの各区役所へ

堺区役所 自治推進課	〒590-0078 堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7082 FAX 072-228-7844
中区役所 自治推進課	〒599-8236 中区深井沢町2470-7 TEL 072-270-8154 FAX 072-270-8101
東区役所 自治推進課	〒599-8112 東区日置荘原寺町195-1 TEL 072-287-8122 FAX 072-287-8113
西区役所 自治推進課	〒593-8324 西区鳳東町6丁600 TEL 072-275-1902 FAX 072-275-1915
南区役所 自治推進課	〒590-0141 南区桃山台1丁1-1 TEL 072-290-1803 FAX 072-290-1814
北区役所 自治推進課	〒591-8021 北区新金岡町5丁1-4 TEL 072-258-6779 FAX 072-258-6874
美原区役所 自治推進課	〒587-8585 美原区黒山167-1 TEL 072-363-9312 FAX 072-361-1817

## 集団回収報償金 交付申請の手引

令和7年度保存版

編集・発行

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

TEL (072) 228-7479

FAX (072) 228-7063

市ホームページでも情報をご覧ください  
ます⇒



堺市集団回収

